

平成 23 年 7 月 25 日

放射性物質が検出された稲わらを給与した可能性のある 牛の肉の富山県内の流通について（第 8 報）

平成 23 年 7 月 22 日（金）、岐阜県から調査依頼のあった放射性物質が検出された稲わらを給与した可能性のある岐阜県産の牛の肉について、県内の卸売業者に保管されていた食肉を検査したところ、暫定規制値を超える放射性セシウムは、検出されませんでしたので、お知らせします。

1 当該牛の個体識別番号

1 2 5 2 7 - 1 0 9 6 9

2 検査実施機関

富山県衛生研究所

3 検査結果

検査日：平成 23 年 7 月 25 日

品目	生産地	検査結果（単位：Bq（ベクレル）/キログラム）	
		放射性ヨウ素	放射性セシウム
牛肉	岐阜県	不検出	1 2 8
食品衛生法の暫定規制値		なし	5 0 0

※ Bq（ベクレル）/キログラムとは、1 キログラムの検体中の放射性物質が放射線を出す能力を表す単位です。

※ 「不検出」とは、検出限界未満を示します。

国の定める暫定規制値（放射性セシウム 500Bq/kg）が含まれる牛肉を 1 kg 食べた場合に体が受ける影響は 0.0065mSV となり、胸の X 線集団検診を 1 回受けた場合（0.05mSV）の 1/8 の影響度です。

従って、この牛肉を数回食べたとしても医学的な影響が出るとは考えられず、過度に心配する必要はありません。